

戦争指導ヲ強化スル措置案

昭三三二

省部主任者案

一 現下戦局ニ鑑ミ特別ノ臨時措置トシテ

大本營令ヲ改正スルコトナク、磯内閣總理

大臣ヲ特旨ニ依リ大本營ニ列セシム

此ノ場合ノ磯内閣總理大臣ニ對スル御沙汰

第一案

御ハ戦争指導守ノ根本方針ノ策定

及政戦両略ノ吻合調整ニ資スル

為爾今大本營ニ在リテ作戦ノ状況

ヲ審カニスヘシ

21

(日本標準規格 B)

0871

利ヲ實行ニ方リ歐陸諸國
 均ニ獲得ニシテ影響ヲシ
 以テ他國干渉ナリトシ
 則例ニヨリ形消セシ
 徳索ノ方法ニ比較シ
 徳ソノ戦争指導ニ担
 負シテ對慮スル方
 調ヒシテ内ソノ戦争
 對スル内外ノ不備類及詳
 スヘシ

一 案

戦争指導ノ根本方針ノ策定

政戦両略ノ切合調整ニ資スル

為爾今大本營ニ在リテ作戦ノ状況

審カニス(ハシ)

21

山本総司令官 B

0871

本軍ノ利害

第一、英行ニ方キ陣地ヲ放棄セシ

ニ進出スルニ懸念アリ

ニ、英軍ノ干渉ナリトシテ、英軍ニ對シテハ

應ニヨリ、警戒セシム

第二、英軍ノ方法ニ比較シテ、海軍ニ

對シテ、何等ノ損害モ進力ナシ

ニ、英軍所ニ對シテ、英軍ノ力ヲ減トシテハ、

英軍ニシテ、英軍ノ力ヲ減トシテハ、

對スル内外ノ不信感及障礙ヲ招來

スハシ

22

0872

第三案

卿ハ爾今大本營ニ在リテ作戰ノ状況ヲ

審ニシ且大本營陸海軍幕僚長及

陸海軍大臣ト共ニ戰爭指導ノ

大綱策定ノ議ニ列スヘシ

0873

憲法ノ利害

利ハ大本營ノ性格ヲ斷ニ

ヨリ戰爭指導ニ進力アリ

國内情勢ニ利アリ

書ニ本案ハ戰爭指導ヲ大本

實施スル結果トアリ爲

ハ總帥府アリトノ大本

軍シ他面總帥ノ國務ハ

シトノ憲法ノ趣旨ニ違

ハ法理論的根據ヲ生ス

最高戰爭指導會議ヲ廢

ハ業務重復ス

ノニ案

卿ハ爾今大本營ニ在リテ作戰ノ状況ヲ

審ニシ且大本營陸海軍幕僚長及

陸海軍大臣ト共ニ戰爭指導ヲ

大綱策定ノ義ニ列スヘシ

0873

本案ノ利害

一、大本營ノ指揮ヲ斷ニスルコトハ

一、戰事指導ニ絶力アリ

一、國內結束ニ利アリ

一、本案ハ戰爭指導ヲ大本營ニ於テ

實施スル結果トナリ得ルニ於テ

ハ統帥府アリトシ大本營會議ニ進

出シ他國統帥、國務ハ併立スル

コトノ憲法ノ趣旨ニ違反スル等

ノ法理論的障礙ヲ生ス

一、戰事指導會議ヲ廣基トシテ

一、業務重負ス

0874

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(日本標準規格 B-4)

0875